

西荻伏見通り商店会 会則

西荻伏見通り商店会

西荻伏見通り商店会 会則

第1章 総 則

(名 称)

本会は、西荻伏見通り商店会と称する。

(目 的)

本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な共同事業を行うとともに、会員相互の親睦、福祉と繁栄及び社会的地位の向上もって会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(地 区)

本会の地区は、東京都杉並区西荻北3丁目1番から4番、15番10号、16番6号、8号、17番2号から4号、8号、18番2号、4号、6号、16号、17号、19番6号、11号から13号、20番5号、7号、8号、21番5号、22番19号から22号の各区域並びに同3丁目16番から20番の通称伏見通りに面する区域とし、そこに営業、または居住、管理しているものをもって組織する。

(事務所の所在地)

本会は、事務所を東京都杉並区西荻北三丁目19番3－103号 清風園方に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第5条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の円満なる団結と親睦を図る事業
- (2) 会員のためにする共同売り出しに関する事業
- (3) 会員のためにする共同宣伝に関する事業
- (4) 会員のためにするサービス券の発行に関する事業
- (5) 会員のためにする共通商品券の取扱いに関する事業
- (6) 街路灯、防犯カメラ等会員及び公衆の利便を図るために共同施設の設置及び維持管理
- (7) 地域住民参加のイベントの開催
- (8) 会員の福利厚生に関する事業
- (9) 会員の慶弔に関する事業
- (10) その他前各号の事業に付帯する事業

第3章 会員

(会員の資格)

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える事業者又は居住、管理している者とする。

- (1) 本会の地区内において小売商業を営む者。
- (2) 本会の地区内においてサービス業を営む者。
- (3) 本会の地区内において前2号以外の事業を営む者。

(加入)

第7条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、役員会においてその諾否を決する。

(自由退会)

第8条 会員は、あらかじめ本会に通知した上で、退会することができる。

2 前項の通知は、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第9条 本会は、次の各号の一つに該当する会員を総会の決議によって除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 本会の名誉を傷つける行為があった場合
- (2) 本会を利用して不正な行為を行った場合
- (3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした場合
- (4) 次項第10条に定める本会の会費を1年以上滞納した場合
- (5) 本会則並びに本会の役員会、総会で決議された事項等に違反した場合

(会費の賦課)

第10条 本会は、その行う事業の費用に充てるため、会員に会費を賦課することができる。

2 前項の会費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会または役員会において定める。

第4章 役員

(役員の定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 役員 5名以上
- (2) 監事 1名以上

2 役員のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を会計、1 名を総務、1 名を事業とし、役員会において選任する。

(役員の選挙)

第 12 条 役員は、総会において選挙する。

2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

7 一の選挙をもって 2 人以上の役員又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 役員 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会終結時まで任期を伸長する。

2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のために選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 役員又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第 1 項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、第 10 条に定めた役員又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまで、なお役員としての職務を行う。

(会長の職務等)

第 14 条 会長は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権利を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。

- 2 任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選任された会長が就任するまで、なお会長としての権限を有する。
- 3 本会は、会長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 4 会長の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。
- 5 会長は、総会の決議によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 6 本会は、会長以外の役員に副会長その他本会を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該役員がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は役員及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の忠実義務)

第 16 条 役員は、法令、会則の定め並びに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の報酬)

第 17 条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問及び相談役)

第 18 条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、組合に功労のある者のうちから、役員会の議決を経て会長が委嘱する。

(職 員)

第 19 条 本会に、職員を置くことができる。

第 5 章 総会、役員会及び委員会

(総会の招集)

第 20 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、役員会の議決を経て、会長が招集する。

(総会招集の手続)

第21条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書、及び、監査報告書を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集の発出は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本会は、希望する会員に対しては、第1項の規定による書面をもってする総会招集通知に代えて、招集を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集の通知は」とあるのは、「電子メールによる総会招集の通知は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

(臨時総会の招集請求)

第22条 総会員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を役員会に提出するものとする。

2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(総会の議事)

第23条 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員のうちから選任する。

(緊急議案)

第25条 総会においては、出席した会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使するものを除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条（総会招集の手続き）の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案することができる。

(総会の議決事項)

第 26 条 総会においては、会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他役員会において必要と認める事項

(特別の議決)

第 27 条 次の事項は、会員の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 会則の変更
- (2) 本会の解散又は合併
- (3) 本会員の除名

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 会員数及びその出席者数並びに出席方法
- (4) 出席役員の氏名並びにその出席方法
- (5) 出席監事の氏名並びにその出席方法
- (6) 議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った役員の氏名
- (8) 議事の経過の要領及びその結果（議案別に議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(役員会の招集)

第 29 条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、会長が招集する。

3 会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ役員会において定めた順位に従い、副会長が、会長、副会長がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ役員会において定めた順位にしたがい、他の役員が招集する。

4 前 2 項の規定にかかわらず、役員は必要があると認めるときは、いつでも、会長に対し、会議の目的である事項を示して、役員会の招集を請求することができる。

5 前項の規定による請求のあった日から 5 日以内に、その請求をした日から 2 週間以内の日を役員会の日とする役員会の招集の通知が発せられない場合には、請求をした役員は、役

員会を招集することができる。

(役員会招集の手続)

第 30 条 会長は、役員会の日の 3 日前までに、各役員に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、役員会は、役員の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

3 本会は、希望する役員に対しては、第 1 項の規定による役員会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(役員会の議決事項)

第 31 条 この会則で定めるもののほか、次の事項は、役員会の議決を経なければならない。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で役員会が必要と認める事項 7

(役員会の議事等)

第 32 条 役員会の議長は、会長をもってあてる。

2 役員会における各役員の議決権は、各 1 個とする。

3 役員会の議事は、役員の過半数が出席し、その過半数で決する。

4 役員は、やむを得ない理由がある場合は、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は電磁的方法により役員会の議決に加わることができる。

5 第 3 項の決議について特別の利害関係を有する役員は、議決に加わることができない。

6 前項尾の規定により議決に加わることができない役員の数は、第 3 項の役員の数に参入しない。

(役員会の議事録)

第 33 条 役員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した役員及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。電磁的記録をもって作成した場合には、出席した役員及び監事は、これに電子署名を付すものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 招集年月日

(2) 開催の日時及び場所

(3) 出席役員の氏名並びにその出席方法

(4) 議長の氏名並びにその出席方法

(5) 議事の経過の要領及びその結果

(委員会)

第34条 本会は、その事業の執行に関し、役員会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、役員会で定める。

第6章 会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 本会の運営に要する経費は会員の会費、寄附金、補助金その他収入を充当する。

第7章 管理

(会則その他の書類の備付け及び閲覧等)

第36条 役員は、会則及び会員名簿を本会の事務所に備えておかなければならない。

2 会員名簿には次に掲げる事項を記載若しくは記録するものとする。

(1) 氏名又は名称（法人たる会員にあっては、名称及びその代表者名）及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

役員は、総会及び役員会の議事録を10年間主たる事務所に置かなければならない。

4 会員及び当会の債権者は、業務取扱時間内はいつでも当会に対し、第1項、第2項及び第3項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、当会は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第37条 当会は、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。

2 当会は、決算関係書類を作成した時から10年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

3 第1項の決算関係書類は、監事の監査を受けなければならない。

4 事業報告書及び前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類は、役員会の承認を受けなければならない。

5 役員は通常総会の通知に際して、会員に対して前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

6 役員は、監事の意見を記載した書面を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

7 役員は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

8 当会は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

9 会員及び会員の債権者は、当会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも第1項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。

(会計帳簿の閲覧等)

第38条 会員は、総会員の100分の3以上の同意を得て、本会に対してその業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写を請求することができる。

この場合は、本会は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(剰余金)

第39条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第40条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する

(残余財産の帰属)

第42条 この会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第43条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができます。ただし、賛助会員は、本会において、会員には該当しないものとする。

以上は、本会の会則です。

西荻伏見通り商店会 会長

印

附則

1 この会則は、本会の設立の日から実施する。